

誤記載事案発生の原因について

1. 追加調査「活動／行動の記録」について

1) 当該誤記載の概要 (13校 64名)

	誤記載のあった項目					
	部活動名	競技種目	表彰内容 資格内容	委員会等 活動名	活動学年 活動年数	合計
1・2年生時含む	6	1	2	33	18	60
3年生時のみ	0	1	1	10	0	12
合計	6	2	3	43	18	72

重複項目あり

※誤記載の主な事例

項目	誤った表記	正しい表記
部活動名	バスケットボール部	剣道部
競技種目	100m走	100mハードル走
表彰(資格)内容	準2級	2級
委員会等活動名	生活委員	図書委員
活動学年(年数)	2、3年生では	3年生では

※「活動／行動の記録」

高等学校入学者選抜において高等学校が合格者を決定するにあたり、ボーダーゾーン内の生徒について自己申告書と調査書の活動等の記録から、その高等学校のアドミッションポリシー(学校が求める生徒像、期待する生徒の姿。志望校を決定する判断材料の一つで、受験生が出願時に自己申告書を作成する際に参考とするもの。)に極めて合致するものを優先的に合格にするものとしている。

「活動／行動の記録」(以下「活動等の記録」)については、高等学校入学者選抜の大部分を占める特別・一般入学者選抜において、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れた点や長所を積極的に評価する観点から、各教科、その他部活動等、校内での日常生活を含む中学校での教育活動全般における活動及び行動の記録をできるだけ詳細に示して記載することとされている。

2) 当該誤記載の要因

本市の作成マニュアルでは、次のように示している。

<活動等の記録 関連箇所>

- ・作業については、すべて複数名で行うことを原則とし、必ず2度以上調査書作成事務に係る基となる資料^{*}と完成した書類との点検を行うこと。(Ⅲ調査書作成事務全般に係る留意事項：7頁)
※担任等が「活動／行動の記録」を作成する際に使用した資料、メモなど
- ・府ソフトの生徒データ(エクセルシート)における「活動等の記録」の記載内容が該当生徒の内容であるかを同記録の基となる資料とともに複数名で点検する。(Ⅴ調査書作成事務について：17頁)
- ・プリントアウトした調査書は、子どもサポートシステム(校務支援システム(以下「子サポ」))に入力されているデータを基に点検作業を行う。点検は調査書作成担当者と学籍・成績管理者の2人

で行い、1人が子サポのデータを読み上げ、他の1人が照合する。この作業を2回行う。(V調査書作成事務について：18頁)

活動等の記録は、生徒データ入力前に子サポに入力する学校と独自システムに入力する学校がある。誤記載発生校では、子サポへ入力する際に誤った情報を入力し、また本来複数人で行うべき点検・確認ができていなかった。担任等が活動等の記録を作成する基になる資料として生徒からの申告書類を活用するが、申告書類と子サポ等との点検誤りや、子サポ等との点検を行っていない事例もある。

一方、市マニュアルでは、作業の「複数名」が作業者を含むのか、何名なのか、「必ず2度以上」の点検者は同一人物でよいのかを明示していない。また、活動等の記録に記載する内容を具体的に示していない。

<ポイント>

- 活動等の記録では、項目は「委員会等活動名」の誤記載が6割を占め、次いで「活動学年・活動年数」が多い。また、複数学年にまたがる誤記載が多い。
- 活動等の記録は、高等学校入学者選抜の大部分を占める特別・一般入学者選抜において、校内での日常生活を含む中学校での教育活動全般における活動及び行動の記録とされている。
- 活動等の記録は、生徒データ入力前に子サポに入力している学校と独自システムに入力している学校があり、学校により業務内容・フローが異なる。
- 市マニュアルでは、「全般に係る留意事項(7頁)」で「基となる資料と完成した書類との点検を行うこと」とあるが、調査書作成の最終段階である「調査書作成事務(18頁)」では「プリントアウトした調査書は子サポ入力データを基に点検作業を行う」とあり、表現が統一されていない。
- 「複数名」が誰のことなのか、何名なのか、「基になる資料」は何なのか等の定義が明確でない。
- 生徒からの申告のみにより活動等の記録を入力した学校がある。

2. 教員の意識について

1) R4年度進路指導主事全体アンケート(回答数41 6月下旬)

項目	割合	
調査書作成の経験	1年目 32% (R3 35%)、2年目 43%、5年目以上 18%	
市マニュアルについて	わかりやすい(やや含む) 23%	わかりにくい(やや含む) 74%
スケジュールの校内共有	共有していた 54%	していない(あまり含む) 24%
相談できる人がいるか	いる(どちらか含む) 83%	いない(どちらか含む) 17%
圧迫する業務 (自由記述)	・授業、生徒指導、教材研究、部活動 ・進路関係全般で期間が短い、調査書作成自体が煩雑 ・学年主任、担任との兼務	
気を付けていること (自由記述)	・複数名、複数回の点検(複数回異なる職員での点検や担任も点検) ・懇談時に提示した評定と調査書の評定の一致 ・委員会、部活動は3年次のみ記載	

※進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整等に当たる。(堺市立学校管理運営規則第16条第5項)原則、進路指導主事は調査書作成担当者として調査書の作成事務及び調査書の点検を行う。

2) 誤記載発生校ヒアリング（令和3年度誤記載）

本市の作成マニュアルでは、次のように示している。

<調査書作成事務の体制等>

- ・学籍・成績管理者は、校長の指示を受け、子サポに関わる成績事務をつかさどる。原則として教務主任を充てる。
- ・調査書作成担当者は、校長の指示を受け、学籍・成績管理者との十分な連携のもと、選抜に係る調査書の作成事務をつかさどる。原則として進路指導主事を充てる。
- ・調査書作成事務に係る組織体制は、校長のもと、教頭と学籍・成績管理者と調査書作成担当者及び委員（各学年から）により構成する。
- ・教頭は校長の指示・監督を受け、各事務を総括する。特に、あらかじめ定めた点検項目について、点検が手順通り確実に完了しているか確認を行うとともに、あらかじめ定めた段階ごとに進捗状況を校長に確認する。
- ・必ず学籍・成績担当者と調査書作成担当者とは別の者を充て、相互に十分な連携をとり業務にあたる。

<事例1>

対象教員	概要
学籍・成績管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生の教科担当ではない。令和2年度に調査書作成の一部に携わり、府ソフトから調査書を出力した経験がある。 ・令和3年度における同管理者の役割としては市のマニュアルに沿って作成事務の体制を定め、<u>各担当教員にマニュアルを配付し、チェックリストに従って作業するよう指示した。</u> ・各担当教員が、指示は無くても自ら点検を行うものと捉えている。 ・調査書作成担当者の2人には、令和2年度の作業について口頭や書類で伝えていた。ただし、2人に対して作業を行ったかどうかの確認は管理職も含めて行っていない。<u>通常各教員は校務分掌ごとに主体的に業務に携わるものであり、初任者の教員でもない限り、他の教員が細かい確認をすることは少ない。</u> ・<u>評定は毎年度末に全学年で点検を実施している。このため、学級担任等は、調査書の評定は既に点検したものという感覚である。</u> ・評定、出席日数など、数字に関わることには注意し、独自に様々なマニュアルを作成して校内で共有することもしてきたので、調査書誤記載が発生したことに動揺している。 ・調査書を作成する作業は、途中で変更があるので、最後の点検が重要だと思う。
調査書作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生の学年主任、教科担当である。成績一覧表の作成経験はあるが、調査書作成の経験はなかった。 ・調査書作成担当者は、経験のある他の教員との2人体制だが、調査書作成はもう一人の教員が行った。 ・もう一人の教員が調査書及び点検用資料（誤った資料）を用意して、3年生の教員が2人1組で点検作業を行った。自身も<u>点検作業に参加したが、</u>

	<p>点検用資料の出元を確認していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動等の記録については、各学級担任が生徒の申告書類により独自のシステム（生徒データへ入力するためのエクセル表）に入力したが、申告内容が正しいかどうかの確認は指示しておらず、各学級担任も申告内容が正しいかどうかの確認はしていない。 ・進路指導では生徒の進学後の学校生活を考えて（授業についていけなくなる等）判定をしており、重要なものと認識している。 ・誤記載発生は確認の甘さがもたらしたことと感じている。
3年生学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・子サポの評定が調査書に繋がっているという程度の理解である。 ・学級担任としては、活動等の記録、志願書に関する作業、懇談と進路の確認等を、授業、学年末テスト、卒業準備等と同時期に行うため余裕がない。調査書に関しては調査書作成担当者の指示に従っている。 ・調査書作成までのスケジュールは示されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、行事の変更や生徒の欠席などでスケジュールどおりにはいかなかった。 ・学級担任として評定の誤記載のある調査書だけを見て、基のデータと比較せずに記載内容に誤りがあるかどうかを気付くのは難しい。3年間で成績が上がる生徒もいるため、大幅な数値の誤記載でなければ気付かないと思う。

<事例2>

対象教員	概要
学籍・成績管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生の教科担当である。 ・市のマニュアルは見たことがあるが、調査書作成工程を十分理解しておらず、調査書作成担当者が用意した資料が調査書と同じ内容であると信じて疑わなかった。 ・同担当者との確認作業では、職員室にて、同担当者が用意した資料で行ったが、資料の出元を確認しておらず、誤記載に対する留意点がわからなかった。 ・令和4年1月から教員欠員のため、その代替として1年生の授業の割合が多くなり、調査書作成を同担当者や3年生学級担任等に任せてしまった。
調査書作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生の教科担当である。調査書作成担当者の経験はない。 ・以前（同担当者ではない）、調査書を点検したことがあるが、当時の調査書作成担当者が用意した点検用資料の出元は確認していない。 ・令和3年度は、調査書作成経験のある管理職に確認しながら作業を進めたが、個々の内容確認はしていなかった。 ・学年会議で調査書作成のスケジュールは共有していた。 ・調査書作成工程は理解していたもののスケジュールに余裕なく感じ、合理的な点検方法として、一覧表で確認できる資料（誤った資料）で学籍・成績管理者と点検したが、調査書との確認はしていない。 ・出力した調査書を学級担任・副担任に「評定は点検した」と伝え、評定以

	<p>外の点検を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の他の中学校で調査書誤記載があるとは聞いておりプレッシャーを感じていた。調査書作成が初めての経験であり、市のマニュアルではどの時期に何をすればよいか分からず、市のマニュアルを見ながら作業を行わなかった。
3年生学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>調査書作成工程を十分理解していない。</u> ・<u>評定の誤りが1、2年生であれば、3年生の学級担任等が調査書を見て誤りに気付くことは難しいと思う。</u> ・評定以外の項目については、子サポから出力した資料と調査書で学級担任と副担任が、空き時間に読み合わせまたは個別で点検をした（当学校では活動等の記録に誤りはない）。

<事例3>

対象教員	概要
学籍・成績管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生の教科担当ではない。学籍・成績管理者の経験は長い。 ・過去に同管理者として成績一覧表を作成し、調査書作成担当者と複数点検を行っていた経験あり。 ・令和3年度の調査書作成担当者は成績一覧表を作成したが、点検実施を確認したところ同担当者側で行うと答えられた。<u>複数の教員で点検をしないはずはない</u>ので、誰かと点検しているものと思った。 ・調査書作成担当者が長年経験してきたと発言してきたことから、その人なりの手法があり、<u>任せて大丈夫だろう</u>と思い、同担当者に従いチェックリストの点検者欄に名前が書かれることも承諾した。 ・3年生担当教員ではなく、（教員は学年集団で動くことから）同担当教員に主導的な態度をとっていない。 ・調査書の誤記載が発生するとは思ってもいなかった。 ・成績一覧表の作成状況を確認しようと思ったが、作業フォルダの場所が分からず、確認できなかった。
調査書作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生の教科担当ではない。調査書作成担当者を長く経験、府ソフト導入時から調査書作成に関わり、市マニュアルも読んでいる。 ・子サポと府ソフト間のデータ移行は独自でエクセル関数を入れて作業するなど工夫、<u>これまで誤ったことがない</u>。 ・市の研修での説明のあった誤記載事例は理解している。 ・令和3年度は、私立高等学校の追加試験等、新型コロナウイルス感染症の影響で、調査書作成作業のスケジュールが予定より1週間ほど遅れた。そのため、<u>焦りと体調不良が重なり</u>、作業ミスが発生した。ただし、<u>自身の作業で誤りが起こりうると想像していなかった。</u> ・市マニュアルでチェックリストが示されたが、項目が多く、新任の調査書作成担当者向けと考え<u>遵守せず、複数点検を行っていない</u>。2人分の点検者欄には学籍等管理者の承諾を得て同管理者の名前も記載。 ・学級担任には、名前や生年月日、活動等の記録を強調して点検すること

	<p>を伝えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終点検はスケジュールの遅れで出願日初日の前日となった。急いで点検用資料を用意したことから、誤った資料を出したと思う。点検作業には加わっていない。
3年生学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・調査書作成担当者の指示に対応していたが、統一感がなく不安はあった。 ・子サポの評定がそのまま調査書に繋がるものと思っていた。 ・市マニュアルを紹介されたが、確認できていない。 ・同担当者が調査書作成で間違えるはずがないと思っていた。 ・最終点検時の点検用資料の出元を確認していない。 ・評定は通知表作成時に確認しているので、調査書の点検時は、文章を作成する活動等の記録を重視してしまった。 ・活動等の記録については、各学級担任は生徒が提出する資料を基に、子サポの記録と見比べながら入力した。 ・学級担任が調査書だけを見て、パソコンで打ち出された数字の変化に気付くのは難しい。子サポから打ち出した懇談時の資料と調査書を点検すれば防ぐことができたと思う。 ・教科担当は、担当教科の評定を意識すれば、誤りに気付いたと思う。

ま と め	<ol style="list-style-type: none"> ① 学籍等管理者、調査書作成担当者が3年生を担当していない場合、他の教員との意思疎通が弱くなる傾向がある。 ② 学年を担当する教員集団は毎年持ち上がるため、学級担任等が調査書作成工程の理解が深まらない。学級担任自身に余裕はない。このため、子サポの評定が直接調査書に繋がっていると思いつくことや、点検資料の出元を確認することもなく、同担当者からの指示に従っている。 ③ 調査書作成担当者が独自の手法で事務を進め、学籍等管理者も是正できていない。調査書作成工程の理解度や市マニュアルの遵守意識に課題がある。 ④ 各教員は各校務分掌に主体的に業務に携わるという意識から、調査書という極めて重要な事務でありながら、新任の調査書作成担当者は他の教員から積極的な指導や支援が期待できない。 ⑤ 学級担任等は子サポの評定を点検し、懇談資料でも確認しているが、調査書作成工程の理解度が低いため、調査書作成時における点検の重要性に気付かない。 ⑥ 評定の誤記載箇所について、3年生の学級担任や教科担当が基となるデータと比較することなく誤記載を見抜くことは困難である。
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3) 市立堺高等学校ヒアリング（参考）

<p>入学者選抜事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府のマニュアルに従って入学者選抜事務（志願書記載情報及び調査書中の各教科評定等の処理等）を行っている。 ・提出された志願書から調査書に受験番号を転記し、照合する。 ・調査書に記載されている各教科の評定等を、2台のコンピュータを使用して、それぞれ選抜事務入力ソフト、自校ソフトに入力する。 ・各コンピュータは、「読み上げる人」「入力する人」「入力されたデータが正しいか画面上で確認する人」の3人が1組になって入力。 ・選抜事務入力ソフトにデータを読み取る際には、調査書のQRコードを読み取ることで入力する。 ・自校ソフトにデータを読み取る際には、同校では手入力で入力。 ・自校ソフトへの入力を、手入力で行っても、QRコードで読み取ったデータをコピーして行っても、2台それぞれのデータを印刷して、原本と一致しているかを読み上げて照合する。
<p>研修体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府では<u>教頭の参加を義務付ける</u>悉皆の研修が毎年実施されており、事例集を用いて、実際に生起した具体例で確認する。教頭が参加できない場合は、校長が参加する。府の研修に参加した後、教頭は各学校で全職員を集めて、伝達研修を実施している。 ・<u>コンピュータ入力担当教員の研修も同様に毎年実施</u>、同校からも代表が1名参加し、学校で伝達研修を実施している。
<p>ま と め</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府の公立高等学校では、統一されたマニュアルに基づいて実施している（複数人、2系統）。それはあくまで最低限であり、それよりも厳しく運用することは可能だが、緩めることはありえない。 ・出願時には、受験票と受験上の注意事項を記したプリント等と、「<u>入学者選抜の成績の口頭開示の案内</u>」を受験生に渡している。

<ポイント>

- 進路指導主事を対象としたアンケートでは、市マニュアルが分かりにくいと思っている教員が7割強。一方、約8割が校内で相談できる人がいると回答。
- 調査書作成担当者、学籍・成績管理者は、調査書作成事務において極めて重要な役割であるが、考えや行動、結果からみるとその認識が乏しい。
- 調査書作成事務組織体制の構成員の市マニュアル理解のほか、遵守しないリスクもある。
- 「事務内容や点検・確認は人が行う限り間違えるものだ」という前提で事務が行われていない。
- 他の教員のルール逸脱を知っていても是正ができていない。校務分掌や所属する学年集団による枠組みを超えて積極的に関与しない風土が想定される。
- 調査書作成担当者の属人的業務となっていることや、校内で組織体制構成員の各役割が認識されていないことから、組織体制が機能していない。誤記載発生を未然に防ぐことができた学校においても、組織体制よりも個人の気づき・自発的取組が大きいと考えられる。
- 公立高等学校では厳格な点検体制、対象を絞った研修を実施するほか、一方で幅広い対象の研修や、伝達研修を敷いており、受験生徒には口頭開示を周知している。
- 各作成データのファイル名を示すなど、市で統一した具体的な指示を出す必要がある。

3. 教育委員会事務局の進路指導担当について（堺市及び政令指定都市）

1) 堺市の状況について

堺市では、進路指導事務は生徒指導課が所管している。生徒指導課の担当事務としては、進路指導のほか、生徒指導、いじめ、学校安全、虐待、性暴力、部活動、体力向上（部活動と体力向上は令和4年度より他課に移管）があり、生徒指導については指導主事1名が1区を担当することとなっている。

なお、学校教育部では業務横断的な「学校担当」制度を設けており、生徒指導課においても、指導主事1名につき2中学校区（2中5小）程度を担当している。

2) 政令指定都市の状況について

政令指定都市20市において進路指導を所管する課やグループの他の業務は次のとおり。

所管の分類	自治体数	割合
教育課程・キャリア教育等	17市	85%
生徒指導	3市	15%

進路指導と生徒指導を同一所管とする課やグループは本市を含めて3市であり、17市において、進路指導は生徒指導と異なる所管となっている。

4. 誤記載発生の原因について（まとめ）

1) 学校

① 組織としての課題

調査書作成事務が調査書作成担当者の属人的業務となっていることや、組織体制構成員の各役割が認識されていないことから、管理監督者、業務指示者となる管理職や、組織体制の中心となる学籍・成績管理者、調査書作成担当者における当該事務の重要性の認識は低い。

組織体制が形骸化する要因としては、校務分掌や所属する学年集団による枠組みを超えて積極的に関与しない風土が想定される。

さらに、組織体制の構成員以外となる学級担任や教科担当に点検等を指示する場合、調査書作成事務の重要性等を認識させることが必要である。

② 誤記載発生の誘因

市マニュアルが分かりにくいと思っている教員が相当多くいると考えられ、作業工程の理解度の低さに繋がっていると考えられる。このことにより、調査書作成担当者を含めて組織体制の構成員が市マニュアルの理解不足や遵守しないリスクが生じる。

さらに「事務内容や点検・確認は人が行う限り間違えるものだ」という前提で事務が行われておらず、他の教員のルール逸脱を知っていても是正ができていない。

③ 誤記載の内在

教育委員会事務局では、現在、調査書作成にあたって、進路指導主事以外への研修を行っていない。また、研修を受けた進路指導主事から構成員に対しての伝達研修も必須とされていない。このことは、調査書誤記載が発生していない学校において、組織による持続的な取り組みではなく、教員個人の気づきや自発的な取組により誤記載を防いでいたにすぎない可能性がある。

2) 教育委員会事務局

① 組織としての課題

毎年、調査書で評定等の誤記載が発生していることについて、合否影響の可能性を想定した重大なインシデントと捉えられなかった。これまでの意識決定等について記録がなく、令和2年度に実施した一斉調査で報告されず後に追加で誤記載が発覚した中学校についても、教育長への適切な報告や人事部局との厳正な対処に向けた協議はなく、ライン組織(局・部・課)で適正な判断に向けた十分な議論があったかは、記録もなく不明である。

これらの対応や次の②③から組織としての対応力にも問題があったかと考えられる。

昨今、いじめ認知件数や不登校件数は増加しており、進路指導に対する担当課のプライオリティが相対的に低下し、十分な対応ができなかった可能性がある。なお、政令市20市中で進路指導担当が生徒指導担当と同一所管とする課やグループは本市を含めて3市である。

② 硬直した対策

誤記載発生事案の要因の掘り下げが不十分で、学校が市マニュアルを遵守すれば誤記載を防ぐことができるはずだという思い込みに固執し、「なぜ市マニュアルが遵守できないのか」「なぜ管理職は事務の重要性の認識を高く持てなかったのか」の視点や、「誤記載は起こりうるもの」の視点をもって踏み込んだ対策の検討を行っていない。

③ 緩慢な対策

市マニュアルにおいては、文章量やチェック項目が多いものの、組織体制の構成員の役割の具体的な時期・内容や、学級担任を含めた他の教員の役割や作業工程(点検者含む)の表現が曖昧である。また、項目によっては学校任せになっている。

調査書作成は複数の教員で対応すべきものでありながら、市マニュアルは全教員向けではなく、研修も進路指導主事のみ限定してきた。

誤記載発生校が実施するとした再発防止策の実施確認を行っておらず、学校に委ねている。

各学校は自ら一定の教育活動を行うものであるものの、毎年調査書誤記載が発生している本事案においては、教育委員会事務局において「学校任せ」「学校に委ねる」ことの精査が必要である。